

省エネ家電買替支援事業

申請ガイド



福山市環境イメージキャラクター
くわいちゃん

目次

1 事業について.....	1
【省エネ家電買替支援事業とは】.....	1
【補助対象者】.....	1
【補助対象要件】.....	1
【対象家電】.....	2
【対象経費】.....	2
【補助金の額】.....	2
【スケジュール】.....	2
【申請の流れ】.....	3
2 申請に必要な書類について.....	4
3 様式の記入について.....	5
4 福山市省エネ家電買替支援事業補助金交付要綱について.....	7
5 代表的な質問 Q&A について.....	10
6 郵送先.....	13

1 事業について

【省エネ家電買替支援事業とは】

福山市が実施する「省エネ家電買替支援事業」は、原油価格・物価高騰による家計負担の軽減を図るため、住宅用として省エネルギー性能の高い家電製品に買い替えた市民に対し、予算の範囲内で費用を補助する事業です。

この事業により、省エネ家電の普及が広がることで、家庭の電気料金とエネルギー消費量の削減につながり、地球温暖化対策を推進するとともに、脱炭素社会の実現に向けた機運を醸成し、行動変容につなげることを目的としています。

【補助対象者】

補助を受けようとする者は、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 自ら居住する市内にある住宅の既存の家電を、同品目の省エネ家電に買い替え、設置した者
- (2) 補助金申請日時点において、本市に住民票を有する者
- (3) 市税を滞納していない者

なお、次のいずれかに該当する者は、補助の対象になりません。

- (1) 暴力団員（福山市暴力団排除条例〔平成24年条例第10号。〕第2条第2号の暴力団員をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）

【補助対象要件】

補助金の交付を受けようとする者は、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 市内に所在する店舗で購入した新品（未使用品であり、インターネット販売で購入したものを除く。）であること。
- (2) 既存機器の買替えのために自ら購入し、及び設置したものであること（リース及びレンタルを除く。）。
- (3) 製造事業者による製品保証があること。
- (4) 2023年（令和5年）12月8日（金）から2024年（令和6年）2月29日（木）までに、市内の店舗で購入し、設置したものであること。
- (5) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受け、購入するものでないこと。

【対象家電】

対象家電	基準
エアコン	日本産業規格（JIS 規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度：2027年度）のもの
冷蔵庫	日本産業規格（JIS 規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度：2021年度）のもの

【対象経費】

補助対象経費は、省エネ家電の購入及び設置に要した費用とし、本体費用、工事等の設置に要する費用、設置に必要な部品及び付帯設備等の費用並びに運搬料です。

ただし、次に掲げる額は除くものとします。

- （1）リサイクル処理に係る費用
- （2）消費税及び地方消費税
- （3）クーポン券等で割引きされた額

【補助金の額】

補助金の額は、次のとおりです。

- | | |
|----------------------------|-----|
| （1）補助対象経費が15万円を超えるとき | 5万円 |
| （2）補助対象経費が10万円を超え15万円以下のとき | 3万円 |
| （3）補助対象経費が5万円を超え10万円以下のとき | 1万円 |

補助金の交付は、1世帯当たり1品目1回限りとします。同一品目を複数台購入した場合は、その金額の合計とします。

【スケジュール】

購入・設置対象期間

2023年（令和5年）12月8日（金）から2024年（令和6年）2月29日（木）まで

申請受付期間

2023年（令和5年）12月19日（火）から2024年（令和6年）2月29日（木）まで（※郵送の場合は 当日消印有効）

※購入済みであっても設置が完了していない場合は、申請できません。

※2024年（令和6年）2月29日（木）以前であっても、予算の上限に達し次第、受付を終了します。（予算超過の可能性が見込まれる場合は、福山市ホームページでお知らせします。）

※予算の範囲を超えることとなった日の受付については、次に掲げるものまでを対象とし、この中から抽選を行うことで、受付の順番を決定します。

- (1) 郵送の場合 予算の範囲を超えることとなった日の消印があるもの
- (2) 電子申請の場合 予算の範囲を超えることとなった日に申請されたもの

【申請の流れ】

【対象家電の買い替え】 2023年12月8日（金）以降に買い替えたもの	・省エネ性能が補助要件に合っているか、購入前に必ずご確認ください。 ・市内販売店で購入したものが対象です。 (市外の店舗や、インターネット販売で購入したものは対象となりません。)
↓	
【対象家電の設置】 2024年2月29日（木）までに設置すること	・自ら居住する市内の住宅に設置してください。 (申請者の住所が、設置場所になります。)
↓	
【交付申請】 2024年2月29日（木）までに申請すること（※郵送の場合は当日消印有効）	・必ず設置後に申請してください。（設置前の申請は不可） ・申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、必要な書類を添付してください。 <注意事項> ・申請は、郵送又は電子申請で受け付けます。 ・郵送代や通信に係る費用は、申請者本人の負担になります。
↓	
審査	・申請書に不備がある場合は、電話等でご連絡します。
↓	
決定通知	・補助金の交付又は不交付の決定通知を送付します。
↓	
補助金支払	・申請書に記載された申請者本人の口座に振り込みます。 ・振込日の通知はありませんので、各自通帳等でご確認ください。

2 申請に必要な書類について

申請に必要な書類は、次のとおりです。

※各必要書類に記載されている名前、住所等が、申請者本人と同じであることを確認してください。

	書類の名称	説明
1	様式第1号「福山市省エネ家電買替支援事業補助金交付申請書」	指定の様式を使用して、必要事項を記入してください。
2	領収書又はレシートの写し	次のことがわかるもの。 ア 購入日 イ 購入した店舗（市内に所在する店舗） ウ 購入製品名又は型番 エ 購入費用及びその内訳 ※レシートなどは、不足箇所がないよう全体を提出してください。複数ページにわたっても問題ありません。また、文字が読めるかご確認のうえご提出ください。
3	メーカー発行の保証書の写し	型番及び製造番号が記載されているもの。 ※エアコン、冷蔵庫を製造したメーカーが発行している保証書を添付してください。
4	納品書等、設置場所が分かる書類の写し	納品日又は設置日及び納品先住所が記載されているもの。 ※申請書に記載の、「住所」及び「設置日」と一致する必要があります。
5	口座名義人、口座番号が明記されている通帳又はキャッシュカードの写し	申請者本人の口座に限ります。 ※できるだけ、通帳の1ページ目（支店名など記載あるページ）の見開きを提出してください。
6	家電リサイクル券（排出者控え）の写し	必須となりますので必ず添付してください。 ※申請書に記載の、「引渡日」と一致する必要があります。

3 様式の記入について

【福山市省エネ家電買替支援事業補助金交付申請書（様式第1号）】

様式第1号（第7条関係）

申請書 記入例

福山市省エネ家電買替支援事業補助金交付申請書

① 2023年 12月 27日

福山市長様

福山市省エネ家電買替支援事業補助金の交付を受けたいので、福山市補助金交付規則及び福山市省エネ家電買替支援事業補助金交付要綱の内容を了承の上、次のとおり申請します。

1 申請者（購入者）情報について

フリガナ	フクヤマ タロウ	生年月日	1989年 5月 30日
名前	福山 太郎 <small>(注) 添付書類での購入者と一致する必要があります。</small>	電話番号	090-1234-5678 <small>(日中連絡の取れる番号をご記入ください。)</small>
住所	〒720-0065 福山市東桜町3番5号 <small>(注) 住民票の現住所であり、設備の設置場所（新）</small>	②申請者本人の住所、名前（フリガナ）、生年月日、電話番号を正確に記入してください。 ※住所は住民票に登録されている内容を記入してください。 ※申請者の住所が、対象機器の設置場所の住所と同一か確認してください。	
チェックしてください	【同意内容】 ※ 同意しない場合は、完納証明書及び住民票の写しを添付してください。		
<input checked="" type="checkbox"/>	補助金の交付に必要な範囲内で市税等の納付状況に係る情報を確認することに同意します。	③同意される場合は□にチェックを入れてください。 ※同意されない場合は、完納証明書及び住民票の写しの提出が必要です。	
<input checked="" type="checkbox"/>	補助金の交付に必要な範囲内で住民票の記載事項を確認することに同意します。		

2 補助金申請額について

(税抜価格を記入)	本体費用 (室外機等含む)	その他費用 (工事費・運搬料等)	対象経費合計	補助金申請額 (5万円・3万円・1万円)
エアコン 合計	180,000円	10,000円	190,000円	⇒ 5万円
冷蔵庫 合計	130,000円	5,000円	135,000円	⇒ 3万円

(注) リサイクル処理費等は、対象経費税引金額しかわ

④購入した省エネ家電の費用、補助金申請額を入力してください。
 リサイクル処理に係る費用（運搬料・処分料）、クーポン券等で引き割られた額、消費税及び地方消費税は、対象経費に含まれません。税抜・値引き後の金額を記載してください。
 税込金額しかわからない場合、「税込金額÷1.1」にて税抜金額を計算してください。

3 補助対象設備等

区分 (該当するものに○)	製品の型番	購入店舗名	購入日	設置日	家電リサイクル引渡日
⑤ エアコン・冷蔵庫	AR-1234-W	くわい電機福山店	12月25日	12月26日	12月26日
エアコン・冷蔵庫	CL-5678-B	くわい電機福山店	12月25日	12月26日	12月26日

(注) 購入日…添付書類（領収書又はレシートの写し）の購入日と一致する必要があります。
 設置日…添付書類（納品書等）の納品日・設置日と一致する必要があります。
 引渡日…添付書類（家電リサイクル券の写し）の交付日と一致する必要があります。

⑤購入した省エネ家電の情報、購入日等を入力してください。

⇒裏面につづく

4 福山市省エネ家電買替支援事業補助金交付要綱について

福山市省エネ家電買替支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰による家計負担の軽減を図るため、住宅用とし

て省エネルギー性能の高い家電製品に買い替えた市民に対し、予算の範囲内において福山市省エネ家電買替支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(省エネ家電製品の種類)

第2条 補助金交付の対象となる家電製品（以下「省エネ家電」という。）の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) エアコン

日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度：2027年度）のもの

(2) 冷蔵庫

日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度：2021年度）のもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら居住する市内にある住宅の既存の家電を同品目の省エネ家電に買い替え、設置した者
- (2) 補助金申請日時点において、本市に住民票を有する者
- (3) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員（福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号の暴力団員をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）

(補助対象機器)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条第1項第1号の買い替え後の省エネ家電について、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 市内に所在する店舗で購入した新品（未使用品であり、インターネット販売で購入したものを除く。）であること。
- (2) 既存機器を買い替えるために自ら購入し、設置したものであること（リース及びレンタルを除く。）。
- (3) 製造事業者による製品保証があること。
- (4) 2023年（令和5年）12月8日から2024年（令和6年）2月29日までの間に購入し、設置したものであること。
- (5) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受けて購入するものでないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、省エネ家電の購入及び設置に要した費用とし、本体費用、工事等の設置に要する費用、設置に必要な部品及び付帯設備等の費用並びに運搬料とする。

ただし、次に掲げる額は除くものとする。

- (1) リサイクル処理に係る費用
- (2) 消費税及び地方消費税
- (3) クーポン券等で引きさされた額

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象経費が15万円を超えるとき 5万円
- (2) 補助対象経費が10万円を超え15万円以下のとき 3万円
- (3) 補助対象経費が5万円を超え10万円以下のとき 1万円

2 補助金の交付は、1世帯当たり1品目につき1回限りとし、同一品目を複数台購入した場合は、その金額の合計とする。

(補助金交付申請)

第7条 申請者は、2024年(令和6年)2月29日までに、福山市省エネ家電買替支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの

- ア 購入日
- イ 購入した店舗(市内に所在する店舗に限る。)
- ウ 購入製品名又は型番
- エ 購入費用及びその内訳

(2) メーカー発行の保証書の写し(型番及び製造番号が記載されているもの。)

(3) 設置場所が分かる書類の写し(購入した対象家電の納品日又は設置日及び納品先住所が記載されているもの。)

(4) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳又はキャッシュカードの写し

(5) 買替え前の商品を処分する際の「家電リサイクル券(排出者控え)」の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する提出は、郵送又は電子申請によるものとする。

3 第1項の規定による申請の受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは、受付を停止する。

ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、次に掲げるもので抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

(1) 郵送の場合 予算の範囲を超えることとなった日の消印があるもの

(2) 電子申請の場合 予算の範囲を超えることとなった日に申請されたもの

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認め

たときは、補助金の交付を決定し、福山市省エネ家電買替支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、福山市省エネ家電買替支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助金交付決定対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（2）この要綱の規定に違反したとき

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、福山市省エネ家電買替支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号「消決定通知書」という。）により、その旨を補助金交付決定対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条第1項各号の規定により、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第11条 補助金交付決定対象者は、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に規定する耐用年数をいう。）を経過し、又は市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

（状況調査）

第12条 市長は、必要に応じて当該補助金交付に係る省エネ家電の設置状況の調査を行うこととし、補助金交付決定対象者は、これに協力しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）5月1日から施行する。

この要綱は、2023年（令和5年）12月7日から施行する。

5 代表的な質問 Q&A について

代表的な質問 Q & A

Q 1. 事業の目的について

A 原油価格・物価高騰による家計負担の軽減や、CO₂排出量の抑制による地球温暖化対策の推進のため、省エネ性能の高い家電製品への買替費用の一部を補助する制度です。

Q 2. 対象家電について

A エアコンと冷蔵庫が対象家電になります。

【エアコン】日本産業規格（JIS 規格）C9901 に基づく省エネルギー基準達成率が 100% 以上（目標年度：2027 年度）のもの

【冷蔵庫】日本産業規格（JIS 規格）C9901 に基づく省エネルギー基準達成率が 100% 以上（目標年度：2021 年度）のもの

Q 3. 補助対象経費について

A 補助対象経費は、省エネ家電の購入及び設置に要した費用とし、本体費用、工事等の設置に要する費用、設置に必要な部品及び付帯設備等の費用並びに運搬料とします。ただし、次に掲げる額は除くものとします。

- (1) リサイクル処理に係る費用
- (2) 消費税及び地方消費税
- (3) クーポン券等で割引された額

Q 4. 補助金額について

A (1) 1 世帯当たり 1 品目につき、1 回限り申請することができます。

(※エアコン 1 回、冷蔵庫 1 回、合計 2 回申請可能)

(2) 同一品目を複数台購入した場合は、その金額の合計とします。

(エアコン 2 台を購入した場合 2 台の合計で申請可能)

(3) 補助金の区分

補助対象経費が 15 万円を超える場合	5 万円
補助対象経費が 10 万円を超え、15 万円以下の場合	3 万円
補助対象経費が 5 万円を超え、10 万円以下の場合	1 万円

【参考】補助対象経費が 15 万円ちょうどの場合 ⇒ 補助金 3 万円

15 万円 1 円の場合 ⇒ 補助金 5 万

10 万円ちょうどの場合 ⇒ 補助金 1 万円

10 万円 1 円の場合 ⇒ 補助金 3 万円

5 万円ちょうどの場合 ⇒ 不交付

5 万円 1 円の場合 ⇒ 補助金 1 万円

代表的な質問 Q & A

Q 5. 補助対象者について

A 補助金の交付を受けることができる者は、次のすべてに該当する者とします。

- (1) 自ら居住する福山市内にある住宅の既存の家電を、同品目の省エネ家電に買い替え、設置した者
- (2) 補助金申請日時点において、福山市に住民票を有する者
- (3) 市税を滞納していない者

ただし、次のいずれかに該当する者は、補助対象にはなりません。

- (1) 暴力団員（福山市暴力団排除条例〔平成24年条例第10号。以下「条例」という。〕第2条第2号の暴力団員をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）

Q 6. 購入場所について

A 省エネ家電の購入は、福山市内に所在する店舗で購入した新品（未使用品）であることとします。市外の店舗やインターネットで購入した家電、中古品は対象外とします。

Q 7. リサイクルショップの利用について

A 家電リサイクル券（排出者控え）の添付が必須となるため、補助の対象になりません。

Q 8. オリジナルモデルの購入について

A 家電量販店のオリジナルモデルについては、「省エネ型製品情報サイト」に掲載されていない場合があります。その場合は、販売店の表示や、カタログを確認してください。

Q 9. 領収書（レシート）の紛失について

A 購入した販売店に再発行を依頼してください。発行できない場合は補助できません。

Q 10. ポイントを利用して購入する場合

A ポイントを利用する場合は、ポイント利用前の金額を対象とします。

Q 11. クーポンを利用して購入する場合

A クーポンを利用する場合は、クーポン利用後の金額を対象とします。

Q 12. 冷凍庫の購入について

A 冷凍庫のみの購入は対象外です。

Q 13. 同一世帯の申請回数について

A 1品目1回の申請が可能です。例えば、すでに同一世帯の家族がエアコンの補助を受けている場合でも、冷蔵庫については、申請することができます。

Q 14. 2世帯住宅の申請について（同一住居であっても、世帯が別であること。）

A 世帯ごとに1品目1回の申請が可能です。

Q 1 5. 購入費の合算について
A 同一品目を合算した場合は補助対象としますが、異なる品目で合算はできません。それぞれで申請してください。
Q 1 6. 対象期間前（12月7日以前）に買い替えた場合
A 対象外です。12月8日（金）以降に省エネ家電に買い替える必要があります。
Q 1 7. 申請書の提出方法について
A 郵送か電子申請で提出をお願いします。
Q 1 8. 法人や団体が買い替える場合
A 法人や団体は対象外です。福山市に住民票を有する方が、自ら居住する市内の住宅で買い替えることが条件です。
Q 1 9. 申請書の入手方法について
A ホームページでダウンロードできます。 本庁舎 8 階環境総務課もしくは、松永支所（西部環境センター）・北部支所（北部環境センター）・東部支所（東部環境センター）・神辺支所（神辺市民サービス課〔2 階〕）・鞆支所・沼隈支所・内海支所・芦田支所・加茂支所・新市支所）で受け取ることができます。
Q 2 0. 交付決定通知書が届くまでの期間について
A 申請いただいたものから順次審査し、審査が終わり次第、交付決定通知書を送付します。申請の件数が多かった場合、交付決定通知書の送付及び支払いまでに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
Q 2 1. 第1弾（2023年5月1日（月）～5月10日（水））第2弾（2023年6月30日（金）～8月31日（木））で申請済の場合
A 第1弾・第2弾・第3弾に関わらず1世帯あたり、1品目につき1回限りです。
Q 2 2. 実家等へプレゼントとして購入したい場合
A 申請者が、自ら居住する市内の住宅で買い替えることを条件としているため、申請者本人が居住しない住宅での買い替えは補助の対象外です。
Q 2 3. 添付書類を紛失した場合
A 購入店舗等で再発行し、必要書類の写しを提出してください。
Q 2 4. 購入日から設置日まで1カ月以上かかる場合
A 申請の受付期間は、2023年（令和5年）12月19日（火）から2024年（令和6年）2月29日（木）までとしています。 ただし、2023年（令和5年）12月8日（金）から2024年（令和6年）2月29日（木）までに購入・設置したものが対象となります。 なお、予算の範囲を超えたときは、早期に受付を終了する可能性がありますので早めの申請をお願いします。
Q 2 5. 設置した対象家電を、移設することになった場合、補助金返還の対象となりますか
A 移設場所で、申請者本人が使用する場合は、返還の対象になりません。

6 郵送先

〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号 福山市役所内

福山市省エネ家電買替支援事業補助金事務局

電話：084-928-1266

※封筒に「**省エネ家電補助金申請書在中**」と記載してください。

なお、電子申請については、福山市ホームページ「福山市電子申請システム」から申請してください。
電子申請の入力方法については、別途「電子申請システム入力ガイド」をご確認下さい。

【参考】

福山市ホームページ「省エネ家電買替補助金【第3弾】について」

URL：<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kankyo/290330.html>

QRコード：

